

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	汚染除去等計画に係る変更命令	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第7条第4項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （汚染除去等計画の提出等） 第7条（略） 2・3（略） 4 汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

別紙

○土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（実施措置に係る技術的基準）

第39条 法第7条第4項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第41条に定めるところによる。

（実施措置の実施の方法）

第40条 別表第6の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壤入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第8に定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。
 - 一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 三 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、環境大臣が定める方法により当該土壤の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。
 - 四 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置）

第41条 次に掲げる基準に従い港湾法第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準